

トラフィックングの実態と法的対策

木村 光江

一 問題の所在 — わが国に対する国際的批判

二 わが国におけるトラフィックングの実態

1 トラフィックングと特別法による検挙

2 タイ・ルートのトラフィックングの構造

3 コロムビア・ルートの事案

4 ロシア・ルートのトラフィックング事案

5 日本の現状と問題点

三 わが国の取組みと法改正

1 人身取引対策行動計画 — 被害者としての人身取引対象者

トラフィックングの実態と法的対策

- 2 人身取引議定書締結と法改正
- 四 人身売買規制法の比較法的検討
 - 1 人身売買に関する規制の類型
 - 2 比較法的検討
- 五 まとめにかえて

一 問題の所在 — わが国に対する国際的批判

(1) 国連「人身取引議定書」

トラフィックキングは「現代版奴隷制度」であるとも表現され、その実態は人権侵害に満ちている。⁽¹⁾ トラフィックキングは貧困や国際犯罪組織の活動を背景とし、特に途上国の女性や児童がその被害者となる。仮にその窮状から救出されたとしても、身体と共に心の傷を負い、また社会的な差別を受けるなど、その被害者達の社会復帰には大きな困難を伴うと指摘されている。まさに国際社会全体が一丸となって取り組むべき喫緊の課題である。

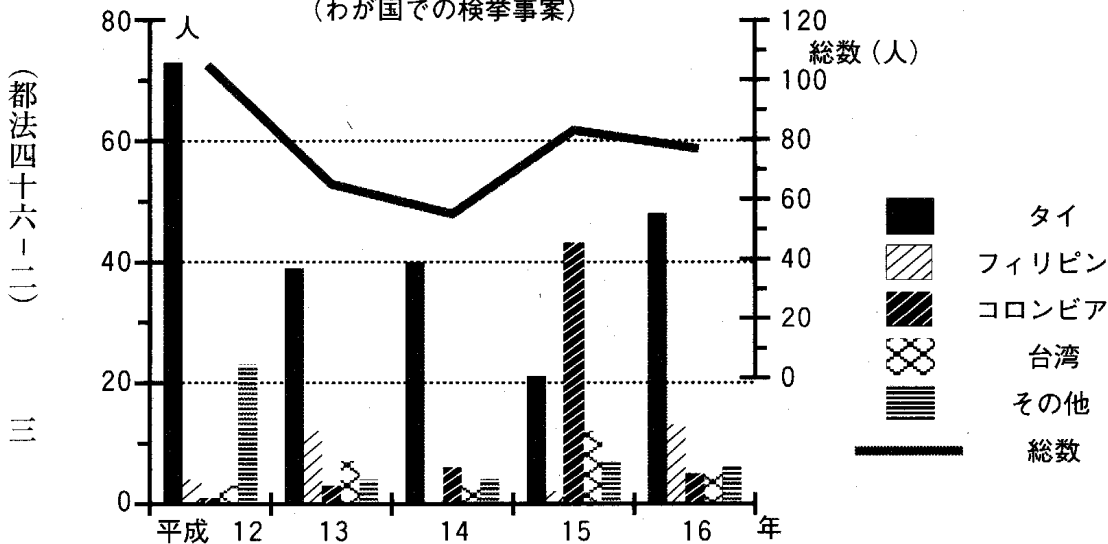
わが国は、国際的には主として東南アジア、南米、旧東欧等からの女性の人身取引の目的地国として認識されている状況にある。⁽²⁾ 実際に、売春等をさせる目的で日本に外国人女性を入国させ、女性が取得した金員を搾取する事案が

相当数発生していると思われる。本年（二〇〇五年）七月にはタイ人の一三歳少女の人身売買事件が、児童買春等処罰法（買春目的の人身売買罪³）で摘発された。

近年日本において発生しているトラフィッキング行為は、外国人女性、特にタイ、コロンビア等の女性をホステス、売春婦、ストリップダンサーとして就労させる目的で、言葉巧みに日本に連れてきて働かせるというものであった（図1参照。警察庁生活環境課資料による）。さらに、平成一七年は上半期のみで平成一四年全体の総計に迫る合計五一名の被害者を数えており、検挙件数も二九件に上っている。東南アジアばかりでなく、ルーマニア、エストニア等の旧東欧や、さらにオーストラリアの被害者に係る事案も摘発されている。

人身売買に対する国際的取り組みとして、平成一二年（二〇〇〇年）一月の国際連合総会において「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下「人身取引議定書」とする⁴）が採択された。一二四か国が署名したが、わが国は、国内法が未整備との理由により署名しなかった（その後、二〇〇一年一二月に署名）。そのため、わが国は、トラフィッキングに対する認識の希薄さや取締りの不十分さを指摘され、国際的に厳しい批判を浴びてきた。

図1 トラフィッキング被害者（国籍別）
（わが国での検挙事案）



特に、二〇〇四年六月に公表されたアメリカ国務省「人身売買報告書」⁽⁵⁾においては、日本は先進諸国の中では最低の水準である「監視対象国（第二階層監視リスト）」⁽⁶⁾として位置づけられる事態に至った。国際的な潮流として、日本でも何らかの法的対応が迫られる状況にある。⁽⁷⁾

(2) わが国の対応

その対応として、外務省をはじめ一定の取組みもなされてきた。⁽⁸⁾ そのしてこの人身取引議定書をめぐる国内各省庁の動きも活発化した。この動きはトラフィック対策実務にも投影し、特に警察当局、法務省をはじめとする各省庁の取組みに対し、大きな影響を与えている。各当局は、トラフィックに対して積極的な取組を開始し、平成一六年三月に内閣府の男女共同参画局の女性に対する暴力専門委員会で、「女性に対する暴力についての取り組みべき課題とその対策（性犯罪、売買春・児童買春・人身取引（トラフィック）、セクシュアル・ハラスメント、ストーリー行為等）」⁽⁹⁾が策定された。

その中の人身取引（トラフィック）と題する項では、「人身取引の取締りは、刑法（逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪等）、職業安定法、労働基準法等の各種労働者保護法規、出入国管理及び難民認定法、売春防止法、風営適正化法、児童福祉法及び児童買春・ポルノ法等を適用して行うことができるが、例えば、人身取引の被害者を使用する者等に対する規制を厳しくするなど、加害者の処罰の強化について検討する必要がある。被害者の保護を図ることによって被害者の証言を得ることが加害者の厳正な処罰につながることから、被害者の保護に配慮する必要がある」と指摘され、「国際組織犯罪防止条約及び人身取引議定書については、早期の締結を図るべきである。」とされた。

本報告書を受け、具体的には、平成一七年七月の刑法改正による「人身売買罪」(刑法二二六条の二)の新設、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」とする)の改正等が実現している(後述三二参照)。

そして、前述のアメリカ国務省人身取引報告書の二〇〇五年版(二〇〇五年六月)では、わが国は、依然第二階層に位置づけられているが、「特別監視リスト」の対象からは外れた⁽¹⁰⁾。

内閣府の「女性に対する暴力についての取り組み組むべき課題とその対策」では、加害者の処罰強化が要請されているが、その目的は被害防止であり、そのために最も有効な手段が考えられなければならない。本論文では、まずわが国のトラフィッキングの実態を明らかにし、それを踏まえ、その対策のための法的措置として実際に有効に機能する方策はどのようなかを検討する。その際には、国際的な批判の強いわが国のトラフィッキング対策について、特に他国の法整備との相違に着目して検討する。

- (1) トラフィッキングに関してわが国で出版された文献として、以下のものがある。牧英正『人身売買』(岩波新書・一九七一年)、朝日新聞大阪社会部『海を渡る赤ちゃん』(朝日新聞社・一九九五年)、京都YWCA・APT(編)『人身売買と受入大国日本―その実態と法的課題』(明石書店・二〇〇一年)、田崎英明(編著)『売る身体/買う身体―セックスワーク論の射程』(青弓社・一九九七年)、シャーマン・L・バビオー(著)／大島静子ほか(訳)『女性への暴力―アメリカの文化人類学者がみた日本の家庭内暴力と人身売買』(明石書店・一九九六年)、広野伊佐美『幼児売買―マフィアに侵略された日本』(毎日新聞社・一九九二年)、王靈書(著)／田口佐紀子(訳)『中国子ども誘拐白書』(亜紀書房・一九九五年(原著一九九二年))、梁石日『闇の子供たち』(解放出版社・二〇〇二年)、ケビン・ベイルズ／大和田英子(訳)『グローバル経済と現代奴隷制』(凱風社・二〇〇二年(原著一九九九年))。国際労働機関(ILO)(編)／ILO東京支局(訳)『人の心に耐え難い行為―子どもの人身売買をなくすための行動』(ILO東京支局・二〇〇三年(原著二〇〇二年))。
- (2) ILO駐日事務所『日本における性的搾取を目的とした人身取引(抄訳)』(一九九四年)二頁参照。

(3) 児童買春等処罰法八条は「一項 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項各号のいずれかの掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上一〇年以下の懲役に処する。二項 前項の目的で外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。」と規定し、未遂も処罰する。

(4) 国際組織犯罪条約及び人身取引議定書は二〇〇〇年一月一日の国連総会において採択された(二〇〇三年一月二五日発効)。この議定書は、トラフィック行為を犯罪とすることを締約国に義務付けた上で、その被害者の保護、その被害者の送還等について規定している。トラフィックは国際的な組織犯罪により行われている。その防止のためには国際社会全体の協力が不可欠であり、本議定書の早期締結は、わが国にとって極めて重要な課題といえる。本議定書の邦訳については、外務省のホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/reaty/pdfs/reaty_162_1a.pdf) 参照。

ただ、本議定書の締結には、国際組織犯罪防止条約(二〇〇〇年一月一日に国連総会で採択、わが国は二〇〇〇年一月二日に署名)の締結が前提となる。しかし、国際組織犯罪防止条約締結の前提となる組織的犯罪処罰法の改正等が、平成一六年二月の第一五九回国会に提出されたものの、国会の空転もあって未だに実現していない。その意味では立法の遅れが、わが国に対するさらなる国際的批判の火種になりかねない。

(5) 同報告書は、「二〇〇〇年人身取引被害者保護法(Trafficking Victims Protection Act 2000)」に基づき毎年発行されるものである。中川かおり「米国の人身取引に関する立法動向」外国の立法二二〇号(二〇〇四年)一三頁以下参照。

(6) 米務省人身取引報告書は、各国政府のトラフィック対策等を評価し、三段階に格付けする。二〇〇四年報告書では、第二階層に位置づけられた国の内、被害者が多数である又は増加している国、及び取組みの改善に対する確証がない国を「特別監視リスト」として挙げ、第二階層と第三階層の中間に位置づけた。二〇〇四年報告書でわが国とともに「監視リスト」に位置づけられた国は、アゼルバイジャン、ボリビア、コンゴ共和国、インド、ジャマイカ、ホンジュラス、ケニア、メキシコ、パキスタン、タイ、フィリピン、ペルー、ベトナムなど三六カ国であった。

(7) すでに一〇年以上前の一九九四年に出された「国連女子差別撤廃委員会の最終意見」において、日本政府に対しては職業的性的搾取、移民女性の売買について具体的な措置を執ることの勧告がなされるなど、一九九〇年代からわが国に対する国際的批判は高まっていた。岡村美保子・小笠原美喜「日本における人身取引対策の現状と課題」調査と情報国会図書館四八五号(二〇〇五年)四頁以下参照。

(8) トラフィック根絶のための国際協力の促進の努力として、外務省を中心に、人身取引問題に関する国際シンポジウム等の開催がなされ、アジア地域における協力枠組みが模索された。

まず、人身取引問題に関する国際シンポジウムの開催としては、①トラフィックに関するアジア太平洋地域シンポジウム(二〇〇〇年一月)、②第二回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(二〇〇一年二月)、③児童のトラフィック率に関する国際シンポジウム(二〇〇三年二月)を挙げることができる。これらの国際シンポジウム等の開催を通じ、国内外における意識喚起、社会啓発を行うとともに、政府、NGO、国際機関など様々な組織が意見交換や協力を行う場を提供してきた。

次に、アジア地域における協力枠組みとして、インドネシアとオーストラリアの共催による「人の密輸・不法移民及び関連の国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議」(アジア大洋州、中東から三八か国及び関係機関が参加)のフォローアップ・プロセス(バリ・プロセス)において、わが国は「情報共有分野」の調整役を担当し、ウェブサイトの掲載情報の整備、情報共有活動の活性化に関する報告書の作成、情報交換会議の開催等の活動を行い、本枠組み関係国間の情報共有の向上に努めている。また、わが国はバリ・プロセスの全ての作業部会に専門家を参加させ、我が国の持つ経験・知識を関係国に広める努力をしている。さらに、①国際移住機関(IOM)を通じ、「メコン地域におけるトラフィック犠牲者帰国リハビリ支援」、「ベトナムにおける人の密輸防止キャンペーン」、「フィリピンにおけるトラフィック関連情報の強化計画」等のプロジェクトへの資金拠出支援を実行し、さらに②わが国が国連に設置した「人間の安全保障基金」を通じ、「カンボジア及びベトナムにおける児童及び女性の人身売買のコミュニティ・レベルでの防止」(国際労働機関(ILO)が実施)、「フィリピンにおける人身売買の被害者支援」(国際犯罪防止センター(CICP)が実施)等のプロジェクトへの資金援助がなされている。以下につき、外務省人権人道課「欧州評議会『サイバー犯罪に関する条約』について」(平成一五年)参照。

(9) 同報告書は、特に、①性犯罪の法定刑の引上げ等加害者に対する厳正な処罰を含む女性に対する暴力の根絶に向けたより一層の積極的取組み、②被害者の心身のケアに関する制度等の一層の充実、③女兒に対する性的犯罪等への対処の推進、④人身取引(トラフィック)への対処等国際的視野に立った取組みの推進を強調している。

(10) 二〇〇五年報告書の第二階層の監視リストに掲げられた国は、中国、インド、ロシアなど二七カ国に減少した(二〇〇四年は三六カ国)。二〇〇五年報告書での第一階層は、オーストリア、カナダ、コロンビア、フランス、ドイツ、イタリア、

ネパール、ポーランド、スペイン、韓国、英国など二四カ国、第二階層はわが国の他アフガニスタン、アルゼンチン、ブラジル、クロアチア、インドネシア、イラン、イスラエル、パキスタン、ペルー、ルーマニア、タイ、ベトナムなど七七カ国、第三階層はボリビア、ビルマ、カンボジア、キューバ、エクアドル、ジャマイカ、クエート、北朝鮮、カタール、サウジ・アラビア、スーダン、トーゴ、アラブ首長国連合、ベネズエラの一四カ国である。

二 わが国におけるトラフィッキングの実態

1 トラフィッキングと特別法による検挙 — 人身売買罪成立以前の状況

従来より、日本国民によるいわゆる「買春ツアー」などは社会問題化していたが、これが「人身取引」と関連づけられて問題化したのは、アメリカ国務省（人身売買監視対策室）の報告書（二〇〇四年版、前掲一参照）が契機となった。本報告書では、わが国における人身売買の実態が、先進国における最低レベルである第二階層監視リストレベルであるとされ、わが国の「児童買春ツアー」の実態、タイからの人身売買による被害者の実態が記載されていた。

たしかに、二〇〇四年当時のわが国においては、いわゆる「人身売買罪」は制定されておらず（人身売買罪を含む改正刑法は平成一七年六月成立、七月施行であった）、トラフィッキング行為に対しては、主として入管法や売春防止法等の特別法が対処療法的に適用されていた。

具体的にはブローカーらに対して、(ア)入管法七三条の二第一項三号の「不法就労助長のあつせん罪」⁽¹⁾（三年以下の

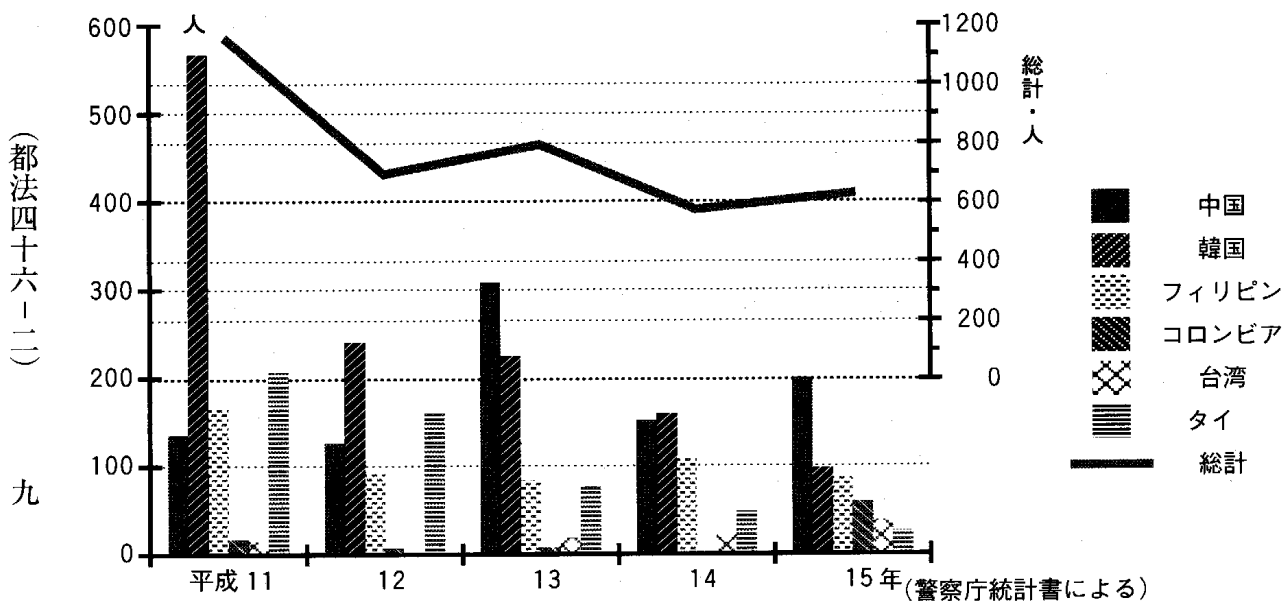
懲役若しくは禁錮若しくは三〇〇万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する)や、(イ)職業安定法六三条二号の「有害業務の職業紹介罪」(懲役一年以上一〇年以下又は二〇万円以上三〇〇万円以下の罰金)が適用されてきた。さらに、(ウ)売春防止法六条一項の「売春周旋罪」(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)もこれらの行為を規制するものとして重視されてきた。

また、もちろん略取誘拐罪(刑法二二四条、二二五条)や逮捕監禁罪(刑法二二〇条)といった刑法典上の刑罰法規に該当する行為がある場合には、それらが適用されることになる。しかし、人身取引行為そのものを対象とする「人身売買罪」が存在しないことが、国際的な批判の対象となっていたことは否めない。

もつとも、わが国では、完全な意思の抑圧を伴う誘拐・国内移送事犯は摘発されていない。しかし売春等をさせる目的で日本に外国人女性を入国させ、女性が取得した金員を搾取する行為はかなり存在する。それらも、当然、トラフィッキングとして捉えなければならない。

最近の日本において実際に存在したトラフィッキング行為は、外国人女性、特にタイ、コロンビア、ロシア等の女性を売春婦として働かせたりストリップ劇場で稼働させる目的で、わが国に連れてくるというもの

図2 雇用関係検挙事件に関わる被雇用女性外国人



である。

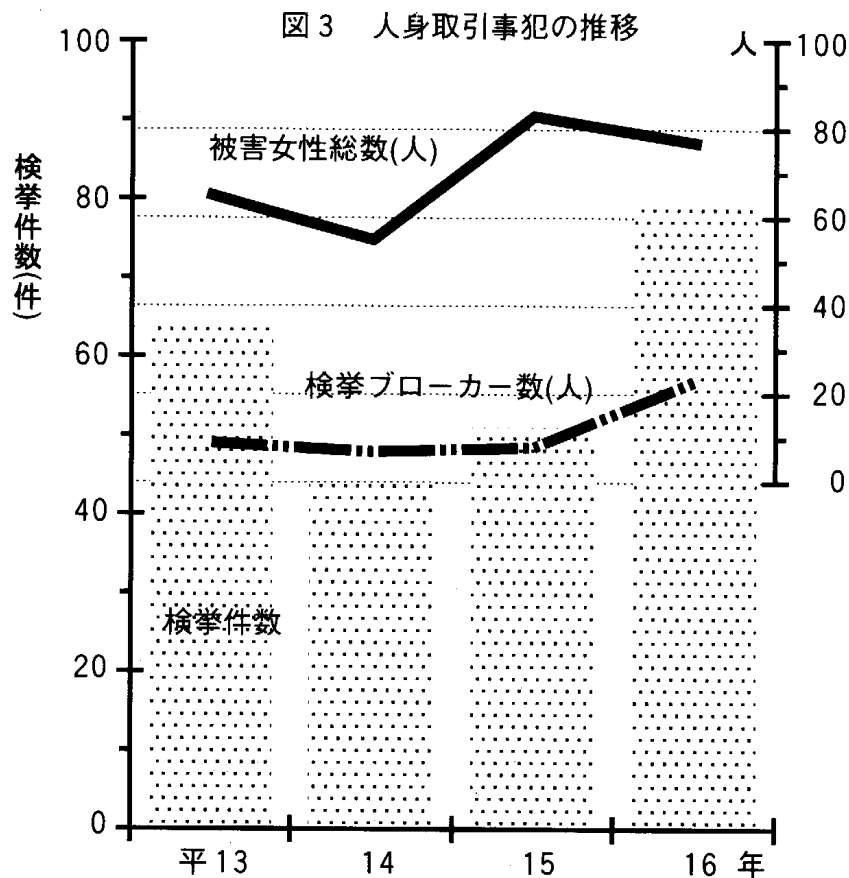
わが国では、最近の入管等の対応もあり（後述三二の⁽⁴⁾）増加は抑えられているものの、かなりの外国人女性がいわゆる風俗産業で稼働しており、その中には、強制的に働かされている者が多数含まれていると推定される（図2参照、後述本章2～4参照）。

風俗関係事犯の中で、特に人身取引関係について見ると、平成一三年～一六年における検挙状況は図3の通りである。被害者の国籍別では、平成一五年はコロンビア人四三人、タイ人二人、平成一六年はタイ人四八人、フィリピン人一人、コロンビア人五人等となっている。

これらの人身取引関係事犯の中でも、特に数が多いのがタイ、コロンビアである（前述一、図1参照）。

さらに、平成一二年にはロシア人女性を被害者とする大規模な人身取引事犯が発生した。特に、タイ、コロンビア、そしてロシアの人身取引事犯の摘発が、トラフィッキングの国際的、組織的なルートの存在の解明につながり、その後の捜査にも非常に有力な情報を提供した。

そこで、平成一四年に検挙されたタイ・ルートのトラフィッキング事犯、平成一五年に検挙されたコロンビア・



警察庁『平成13～16年の犯罪』による

ルートのトラフィッキング事犯、さらに平成一二年に摘発されたロシア・ルートの事犯を取り上げ、トラフィッキングの構造を明らかにする。⁽⁵⁾

2 タイ・ルートのトラフィッキングの構造

(1) タイ・ルート — 平成一四年の摘発事件

平成一四年一月に検挙されたタイ・ルートのトラフィッキング事犯は、売春防止法容疑で店外デート型売春クラブの複数の店舗を摘発したことが、その端緒となった。逮捕容疑は、下記のようなものであった。

- ①日本人及び中国人のクラブ経営関係者を売春防止法違反・入管法（不法就労助長）違反で逮捕。
- ②タイ人及び中国人売春婦ら不法就労外国人を入管法（不法残留罪）等で逮捕。
- ③暴力団組員である斡旋ブローカーを職業安定法・入管法（不法就労助長のあつせん罪）で逮捕。
- ④その後の捜査の結果、③の暴力団組員が所属する組の組長を職業安定法（有害業務の職業紹介罪）、入管法（不法就労助長のあつせん罪）で逮捕。

この事案は、当初は暴力団組員の犯行と考えられたが、捜査の結果暴力団組長自身が、「韓国ルート」「タイルート」及び「在日タイ人グループ」の国外・国内の供給組織と共謀して実行していたという事件の全貌が明らかとなったものである。そして、これらの逮捕により、被害女性の供給組織は解体に追い込まれたとされる。

組長らは、タイ人売春婦ら約七〇名を買取り、同女らに前借金約五〇〇万円を負わせ、前借金返済までは旅券を取

上げた上で、一定の監視付きの住居に住まわせるなどの管理をして、売春婦として東京都内のみならず、茨城、静岡、山梨及び和歌山県下の多数の風俗営業店に斡旋することにより不法な利益を得ていたことが判明した。

(2) タイ・ルートのトラフィッキングの構造

事件の捜査から明らかになったタイ人女性をターゲットとするトラフィッキングの構造は、以下のようなものと推定されている。

①現地（本国）ブローカーのスカウト 本国内にタイ国女性供給組織（ブローカー）が約四〇団体ある。これらの組織は一〇人ほどの幹部（通称ボス）と女性をスカウトする男女の手下を多教を抱えている。そして、これらの男女スカウトが、学生・店員・ホステス・ウェイトレス等の若い女性に接近して「日本にいつてホステスとして働けば、一か月に二〇〜三〇万円は稼げる」等と巧みに誘惑し、日本行きを決意させる。

さらに、多くの場合、女性は日本で売春をすることを認識していると考えられている。

②入国手続・パスポートの入手 日本行きの話がまとまり、スカウトに顔写真を渡すと、約二週間て本人の顔写真を貼ったタイ王国政府発行の他人名義のパスポート（ビザ付偽造パスポート）が渡される。パスポート等の手続き費用は全額ブローカーが出出し、パスポートとビザ受領時に集合場所と日時を指示される。

③本国出発 指示された日時に、指定されたホテルや喫茶店に行くと、ブローカーに航空券と見せ金約二〇万円（または一、五〇〇ドル）を渡される。ここでブローカーの「運び屋」を紹介され、出入国に関する手続きや応答要領等の指示を受け、運び屋の案内でそれぞれの入国ルート（後述③参照）で日本に入国する。

④ 入国ルート（後述③参照）

タイから日本への入国は、複雑である。バンコクから直接成田に到着するものは少なく、バンコクから香港やマニラ、台北、シンガポール等を経由して入国する場合、さらにバンコクから香港、韓国等を経由して羽田に入国する場合もある。また、インド、パキスタン、エジプト等を経由する場合もあるとされる。

⑤ 日本への入国

日本の空港（成田又は羽田）に到着すると、日本国内にいるブローカーの配下の者が出迎えに来ており、東京近郊のアジト（ホテル、マンションまたはアパート等）にタクシーで送る（ブローカーの運び屋が、直接アジトまで案内する場合もある）。そして、偽造パスポートや入国時に持たされた見せ金は、アジトや空港で取り上げられる。

⑥ 飲食店等へのあっせん及び供給

日本に入国したタイ人女性は、日本国内の供給ブローカーによって、新宿を主とする関東一円の飲食店経営者や下請けブローカーらに、一人一五〇万円から一八〇万円で売春婦として売り渡されるか、下請けブローカーの管理下で飲食店へ「リリース」として供給されて売春を強要される。一定の月数、あるいは一定金額に達するまで売春を強要されることになる。

(3) タイからの供給ルート

摘発された売春婦らの供述から、日本国内へ移送されるに当たり、いくつかのルートがあることが判明している。

① タイ・ルート タイのドムアン空港を出発し福岡空港から日本に入国するルートである。入国後、タイ人の

受入ブローカーに国内各地に車で移動させられ、各地で暴力団に買い取られる。

②韓国ルート タイ本国で、募集ブローカー（タイ人の場合の他、韓国人の場合もある）に言葉巧みに日本行きを勧められ、韓国人ブローカーと共にいったん韓国に入国した後、事情を了解している船長の下に引き渡されて船で韓国の港を出港し、新潟県下の港から入国する。港で待ち受ける韓国人ブローカーが車で都内に搬送し、暴力団組長に買取られる。

③在日タイ人ルート 在留資格が「日本人配偶者」や「定住者」であるタイ人ブローカーが存在し、一人当たり約一八〇万円から二〇〇万円で暴力団関係者であるあっせんブローカーらに売り込む。平成一四年の摘発事件でも、これらの被害者を被疑者らが買取って支配下に置き、売春クラブにあっせんして売春稼働させていた。

(4) タイ・ルートの売春婦らの人身売買代金等

また、平成一四年の摘発により、売春婦らの人身売買代金等の流れについても解明が進んだ。タイを出国するまでも、被害者は現地の「募集ブローカー」「教育ブローカー」「同行ブローカー」らの手を経るが、その間においても金員の受け渡しがなされていると推定されている。

「供給ブローカー」から「日本の受入ブローカー」が買取る代金は一八〇万円から二〇〇万円であり、買取ったブローカーが、自分の儲けとして三〇〇万円を上乗せし、一人当たり四八〇万円から五〇〇万円の前借金を負わせる。被害者らはこれらの借金の返済が終わるまで売春を強要されることになる。

そして売春代金は、店外デート型売春クラブの経営者等が顧客から受取りブローカーに直接渡すため、売春婦には

一銭も渡らない仕組みになっている。しかも、売春婦らが返済する実質的な金額は、部屋代、衣装代、生活費等を上乗せされ、六〇〇万円〜七〇〇万円となる場合が多い。返済の期間は、都内の場合六か月から八か月、地方の場合七か月から九か月くらいかかるのが実態である。

(5) 暴力団員らによる暴利の実態

平成一四年の事案では、証拠品の分析等から、二年間で約一億五千万円の暴利を貪っていたものと推定されている。トラフィッキング事犯が組織犯罪の資金源となつて⁽⁶⁾いることが分かる。

3 コロンビア・ルートの事案

(1) コロンビア・ルート ― 平成一五年の摘発事件

平成一五年六月、コロンビアの供給ブローカーとわが国で最大規模の受入・あっせんブローカーが関与した人身売買組織が検挙され、供給ルートが解明されるとともに、あっせん先のストリップ劇場の店舗等経営者らが検挙された。本件については、全国一斉の店舗摘発の状況がマスコミで報じられ、同種事犯に対する抑止力としての影響が大きかったとされる。

この摘発により、結果的にコロンビア・ルートの国内あっせんブローカーのナンバー1、ナンバー2及び受入ブ

ローカーらが入管法違反（不法就労助長罪）並びにより重い職業安定法違反（有害業務の職業紹介）で検挙され、実質的にわが国における劇場あっせん組織が壊滅した。まさに画期的な摘発であった。

さらに、本件の摘発はわが国のマスコミでも取り上げられただけでなく、本国コロンビアにおいても大々的に報道され、国内外のトラフィックキング・ブローカーに対する大きな抑止効果を持ったと考えられる。

(2) コロンビア・ルートにおけるトラフィックキング事件の概要

本事件の端緒は、大使館からの通報であった。コロンビア大使館から警視庁に対し、トラフィックキング事件の被害女性を保護しているとの通報があった。これに基づき捜査を進めた結果、多数のコロンビア人女性をストリップ嬢兼売春婦として不法就労活動させていた劇場が摘発された。これを皮切りに、コロンビア女性ら多数を全国のストリップ劇場等に斡旋紹介していたわが国最大のもあっせんブローカーらを職業安定法、入管法違反で検挙し、わが国の受入ブローカー並びにストリップ劇場五店舗の摘発と同劇場経営者等七名、またストリップ嬢等一〇名を検挙し、二ルートの供給ルートを解体させることに成功した。さらに、コロンビア在住の本国供給ブローカーを割出し、国際犯罪組織の存在を明らかとする段階にまで及んだ。

この事件では、被害女性等は名目借金三〇〇〇〜五〇〇万円を課せられ、返済するまでストリップダンサー兼売春婦として働かされていた。

本件摘発の最も重要な成果は、わが国で最大手の劇場あっせんブローカーの摘発に成功したことである。被害女性があっせん紹介された山梨県下のストリップ劇場等二店舗が摘発され、同劇場で就労していたコロンビア人女性六名

が入管法違反で逮捕された。そして、受入ブローカー、劇場経営者らが入管法違反で逮捕され、さらに逃走中だったわが国最大手のあっせんブローカーが職業安定法・入管法違反により逮捕されるに至った。

このあっせんブローカーは、全国に点在する劇場に被害女性をあっせんしており、逮捕後に同人が関与する外国人ストリップダンサーが全国で七〇〇八〇名も稼働していることが判明し、警察庁により全国の劇場の摘発が実施された。その結果、劇場経営者、あっせんブローカーらが入管法違反等により検挙された。

(3) コロンビア・ルートにおけるトラフィッキングの流れ

被害女性たちは、コロンビア共和国において供給ブローカーから日本行きを勧められる。日本で単なるホステス等として従事すると騙されて応募するケースと、最初からストリップ嬢あるいは売春婦として応募するケースとがあるが、自らストリップ嬢等として稼働すること承知の上で応募する例が多いと認められる。

出国時点で送り出しブローカーから、入国審査時点の対策として、①「見せ金(約二、〇〇〇ドル)」の準備、②入国後の詳細なスケジュールを示すこと、③在日する親族等があることを告知すること、④日本の観光地の名前を憶えること等を指示され、入国の準備をさせられる。

コロンビア共和国からは、送り出しブローカーの手を経て、ヨーロッパ経由により入国し、到着空港には「運び屋」あるいは「受入ブローカー」自身が迎えに行き、自宅に連れ帰り「旅券」や「航空チケット」、「身分証明書」を預かり逃走を防止する手立てを講じ、その後、斡旋ブローカーの下に連れて行く。あっせんブローカーにより全国のストリップ劇場等にあっせんされ、雇用・稼働させられるが、一〇日サイクル(一興行)で移動するのが通例である。

(4) 前借金、あっせん料の徴収

本件では、本国コロンビアの供給ブローカーと本邦の受入及び劇場あっせんブローカーが結託し、入国させたコロンビア女性に名目借金三〇〇〇五〇〇万円を負わせ、旅券、航空券等を取り上げて保管し、わが国のブローカーの支配管理の下に、借金返済名目のために、同女らをストリップダンサー兼売春婦として全国のストリップ劇場に紹介あっせんして不法就労活動させ、稼働報酬（二〇日間で一三〇一五万円）の内約一二万円をあっせん料、借金返済分として回収し暴利を得ていた。

また、本国の「送出しブローカー」と日本在住の「受入れブローカー」が共謀し、一人当たり三〇〇万円から五〇〇万円の前借金を課す。この借金は、航空チケット、宿泊費用等のみが実質的な借金であって、それらを差し引いた金員が送出しや受入れブローカーらの不法利得となる。

あっせんブローカーらは、被害女性、劇場の双方からあっせん料を徴収するほか、受入れブローカーからも集金額の一定割合を徴収していた。

前借金の清算が終わると、「旅券」等が返還され被害者は自由の身となるが、引き続き興行を続け、出演料等を自己の収入とする場合もある。

4 ロシア・ルートのトラフィックینگ事案

(1) ロシア人マフィアによるトラフィックینگ事件

平成一二年九月に、全国規模でロシアからのトラフィックینگの摘発が実施された。

ソビエト連邦の崩壊を契機にロシア国内の経済は低迷し、日本との経済格差が大きいことから、わが国の中古車をロシアに輸出するなどの行為が盛んに行われた。この輸出の機会を利用してけん銃や麻薬類の密輸入が行われ、またブローカーらによるロシア人女性（売春婦・ホステス・ヘルス嬢）のあっせん等の犯罪行為が数多く発生していると指摘されてきたが、これにメスが入れられたのである。

ロシアからの人身取引ルートに対し、入管法等の関連法令を適用することにより摘発が行われたのが、平成一二年の事案である。スポーツ新聞や風俗関係雑誌等からロシア人女性を売り物とする店舗を抽出し、それを手がかりに一年以上にわたる捜査が進められた成果であった。

捜査の結果、あっせんブローカー、風俗店経営関係者、ロシア人等ホステス・売春婦等の合計三〇名以上が検挙された。逮捕容疑は、あっせんブローカーについて職業安定法違反（有害業務の紹介）、風俗店経営者・店長らについて風俗営業適正化法違反（禁止地域内営業、無許可営業）、入管法違反（不法就労助長）、売春防止法違反（売春の場所提供等）、ロシア人ホステスらについて入管法違反（資格外活動、不法残留、不法入国等）であった。

(2) ロシア・ルートの態様、入国ルート

①ロシア人女性らの出国・入国　ウラジオストクから富山空港、新潟空港に正規のパスポート・査証を使用し、短期滞在九〇日や興行で入国する。あっせんブローカーは、同空港にてロシア人供給ブローカーからロシア人女性の身柄を受け取っていた。

②ロシア人女性らの売買代金　ロシアの供給ブローカーから日本のあっせんブローカーが女性一人当り一〇〇万円余りで買取る。あっせんブローカーは被害者をファッションヘルスへあっせんし、同所で被害者が稼いだ金員はその全額を、あっせんブローカーが毎日集金していた。

③ロシア人女性の報酬　被害者は、三か月間日本で稼働後ロシアに帰国した後に、四〇万円をロシア人マフィアから受取る約束の下に稼働していた旨の供述をしている。しかし、現実に支払われているか否かは不明である。

5 日本の現状と問題点

以上の三ルートの摘発により、わが国にも重大なトラフィッキング事犯が存在することが明らかとなり、そのルートもこれらの摘発により相当程度解明され、さらに組織の解体に至った事案もあった。

これらの分析から、本論文との関係で特に重視すべきであると考えられるのは、①捜査の端緒が被害者の大使館への駆け込みや、売春防止法による摘発など、偶然的であること、②摘発に用いられる法令が入管法や職業安定法であり、人身取引としての実態を必ずしも充分カバーするものではないこと、③特別法による摘発であるため、法定刑が

不統一であり、しかも必ずしも十分な量刑を伴わないこと、④暴力団の組織的関与が認められ、その資金源となっていることである。

まず、①摘発が偶発的である点であるが、より組織的な対応が必要とされる。警察庁では、タイ、フィリピン等の被害者が多数発生している国の大使館や、人身取引被害者の保護活動を行っているNGOとの連絡窓口を設け、相互の常時連絡体制を構築した⁽⁷⁾。また、内閣府・法務省・外務省・厚労省・民間団体等と協力し、被害女性が「救助」を求めるためのパンフレット百万枚を作成するなど、被害者支援にも乗り出した(図4参照)。

さらに、②③の取締法規の問題であるが、従来の取締りの中心は入管法と職業安定法、加えて売春防止法等であった。この中で、職業安定法六三条二号の「有害業務の職業紹介罪」の法定刑は一年以上一〇年以下の懲役及び罰金であり、特別法の中ではかなり重い刑罰を科すことができる。ただ、入管法の七三条の二第一項三号の「不法就労助長のあつせん罪」は三年以下の懲役、売春防止法六条一項の「売春周旋罪」は二年以下の懲役に止まる⁽⁸⁾。しかも、これらの特別法はその立法趣旨がそれぞれ異なっており、トラフィッキングの本質である人身の不当な取扱について十分に対応できるとは限らない状況であった⁽⁹⁾。このような状況を受けて、警察庁を中心に風俗営業適正化法の改正が試みられ(平成一七年二月国会提出、八月廃案)、法務省による刑法改正(平成一七年七月施行)が行われた(後述三二)。

さらに、被害女性らは、いかに売春を行うことを了解している場合が多いとはいえ、事実上の軟禁状態に置かれて稼働

図4



(企画=警察庁、製作=(財)社会安全研究財団)

させられている。従来の摘発では、あくまで入管法違反（不法入国、不法滞在、資格外活動等）で摘発・検挙の対象であった（後述三二(2)）。しかし、本国送還後の被害者の社会復帰、精神的ケアなどは必ずしも十分とはいえない。実際に、売春・買春の罫から解き放たれ本国送還になったトラフィッキングの被害者が、またトラフィッキングの被害に遭う事案も発生している。これを防止するためには、送出し国との一層の協力体制の確保、相手国における家族や地域社会のコミュニティーとの再統合への協力など、多くの課題が残されている⁽¹⁰⁾。

そして、④の暴力団の関与の問題であるが、人身取引に関わる犯罪抑止を妨げる最大の要因は、犯罪組織の資金源となつてゐることである。上記のルートでも暴力団の関与（組長を頂点とした組織的関与）が認められる。さらに、平成一六年七月にも、山口組傘下暴力団構成員らによる、ロシア人女性を被害者とする人身取引事犯が摘発されてい⁽¹¹⁾る。組織的犯罪処罰法の改正を柱とする法改正案が国会に提出されているが、未だ成立に至っていない。国際的な犯罪捜査協力という意味では、非常に憂慮すべき事態である。

- (1) 七三条一項は「一号 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者、二号 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者、三号 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者」を処罰する。
- (2) 職業安定法六三条二号は、「公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者」を処罰する。
- (3) 売春防止法六条一項は、「売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。」と規定する。
- (4) 特に、平成一七年三月からは、フィリピン人対象の興行ビザ至急に対し、規制が欠けられることとなつた（後述三二(2)）。
- (5) 以下の実態解明については、警察庁生活環境課から資料提供を受けた。
- (6) 警察庁『平成一六年警察白書』一二二頁参照。

- (7) 警察庁『平成一七年警察白書』六八頁参照。
- (8) コロンビア・ルートで検挙された斡旋ブローカーも、判決での量刑は懲役一年10か月であった。
- (9) ちなみに、平成一七年八月に摘発されたタイの少女買春事件で適用された児童買春防止法違反(買春目的の人身売買罪)は、一年以上一〇年以下の懲役を科すことができる(前述一(1)参照)。
- (10) 被害者が多数発生している、タイ、フィリピン等の国内における取り組みについて、権香淑「タイの人身取引に関する法的状況」外国の立法二二〇号(二〇〇五年)一三五頁以下、同「フィリピンの人身取引に関する立法動向」外国の立法二二〇号(二〇〇五年)一四三頁以下参照。
- (11) 警察庁『平成一六年の組織犯罪の情勢』二四頁以下参照。

三 わが国の取組みと法改正

1 人身取引対策行動計画 — 被害者としての人身取引対象者

このようなわが国の国内の実態や、さらに国際的な批判を受けて、政府は平成一六年四月に内閣官房副長官補を議長とする「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置した⁽¹⁾。関係する省庁として警察庁、法務省、外務省、厚生労働省が加わった。そして同連絡会議は、平成一六年二月七日に「人身売買対策行動計画」⁽²⁾を公表した。

この行動計画は、Ⅰ「人身取引対策の重要性」、Ⅱ「人身取引の実態把握の徹底」、Ⅲ「総合的・包括的な人身取引対策」の三つの柱からなる。

まず、Ⅰ「人身取引対策の重要性」において、「人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからである。」とし、政府が人身取引に決然として立ち向かうことを宣言した。

最も注目すべき点は、「行動計画では、人身取引被害者を保護の対象として明確に位置づけ」と明示したことである。前述二で検討したように、従来は被害女性たちはあくまで入管法違反の容疑者であり、摘発・検挙の対象であった。被害者としての保護がなされなかったため、強制退去処分の後、再び不法入国する等の行為が繰り返され、さらに、送還後も劣悪な状況に放置されることも少なくなかった。行動計画では、特に「人身取引被害者の保護」に重点が置かれていることが重要である。

具体的には、Ⅲ「総合的・包括的な人身取引対策」において、4. 「人身取引被害者の保護」の項目を掲げ、そこには(1)被害者の認知、(2)シェルターの提供、(3)カウンセリング・相談活動等の実施、(4)交番等に駆け込んだ被害者の取扱い、(5)被害者の在留資格の取扱い、(6)被害者の安全の確保、(7)被害者の帰国支援についての各対策が含まれている。

例えば、(5)被害者の在留資格の取扱いでは、「人身取引被害者には、在留資格のない者が多く含まれていると考えられるので、被害者であることが確認された者については、事案に応じて弾力的な在留特別許可の運用を行うことにより、被害者の法的地位の安定に努める。これに伴い、次期通常国会を目的に出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(仮称)を提出する方針である。」とされている。⁽³⁾

他方、在留資格の悪用については厳正に対処することが盛り込まれた。特にフィリピン政府が発行する「興行」の

在留資格については問題が多いとし、これの審査基準を改めるとしている⁽⁴⁾。また、偽装結婚対策も盛り込まれている。

2 人身取引議定書締結と法改正

同行動計画は人身取引議定書の締結に向け、国内法の整備を推進している。特に、(1)議定書第五条に定める人身取引を犯罪化するための刑法改正、(2)議定書第六条、七条に定める人身取引被害者保護等のための、入管法の改正及び諸手続の柔軟な運用を第一に挙げる。

(1) 刑法改正

前述のように、既に本年(平成一七年)六月に人身売買罪を含む改正刑法が成立し、七月より施行されている。法務省は、行動計画発表に先立ち、平成一六年一〇月に法制審議会刑事法(人身の自由を侵害する犯罪関係)部会を立ち上げ、人身売買罪の創設(刑法改正)⁽⁵⁾の審議を開始した。

具体的には、(ア)人身売買罪の新設(刑法二二六条の二)、(イ)未成年者略取・誘拐罪の重罰化(二二四条)、(ウ)営利目的略取・誘拐罪の見直し(①身体に対する加害目的での略取・誘拐罪の追加、②処罰対象行為として買受け行為の追加)(二二五条)、(エ)所在国外移送目的略取・誘拐罪の追加(二二六条)、(オ)被略取者等所在国外移送罪の新設(二二六条の三)、(カ)幫助目的・営利目的被略取者引渡し等罪の追加(①二二七条一、二項の幫助目的收受等の罪に引渡し行為・輸送行為を追加(一項、二項)、②二二七条三項の営利目的收受罪の罪に、引渡し行為・輸送行為・蔵匿行為

を追加)である。

(ア) 人身売買罪(二二六条の二)は次のように規定する。

刑法二二六条の二 第一項 人を買ひ受けた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

第二項 未成年者を買ひ受けた者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

第三項 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買ひ受けた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第四項 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

第五項 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。

本罪は、人身取引議定書五条の「犯罪化」の要請に伴い、新たに規定されたものである。⁽⁶⁾ 本条の「売買」の文言については、人の「売買」は法的には認められない概念であり、むしろ「人身取引」とした方がよいとの意見も見られた。しかし、現行法上「人身売買」の文言はあるものの、「人身取引」という用語は用いられていないことから、「取引」という文言の内容に疑義が生ずるおそれがあるとして、「売買」の用語とすることとなった。⁽⁷⁾

(イ) 未成年者略取・誘拐罪の重罰化は、議定書の直接の要請ではない。むしろ国内的に未成年者に対する悪質な略取・誘拐事件が多発していることから、「三月以上五年以下の懲役」から「三月以上七年以下の懲役」へと法定刑の引き上げがなされたものである。⁽⁸⁾

(ウ)①の身体侵害目的の略取・誘拐罪の新設は、議定書が「臓器摘出」を人身取引における搾取の一態様と捉えてい

ることから、刑法典に取り入れられることになったものである。法制審議会では「臓器摘出目的」と特定することは、現在わが国で多発している暴力団等においてみられる「傷害目的」の略取・誘拐行為が排除されることから適切でない⁽⁹⁾とされ、「身体に対する加害の目的」とされた。

また、②営利目的等略取・誘拐罪の対象行為として、二二五条の「略取・誘拐」に加えて、買受け行為（二二六条の二第三項）が加えられた。買受け行為は出絹を伴うため必ずしも「営利目的」であるとは限らない。従って、このような目的のない「買受け行為」は二二六条の二第一項で処罰される（三月以上五年以下の懲役）。これに対し、営利目的等を有する場合には、売渡し行為と同等の重い法定刑が定められることとなった（一年以上一〇年以下の懲役⁽¹⁰⁾）。

(エ)の「所在国外移送目的略取・誘拐罪」は、従来の二二六条が「国外移送目的」であったものを、わが国の国内・外を問わず、およそ被害者が存在（旅行中も含む）している国から他国へ移送する目的の略取・誘拐行為を広く処罰対象とするものである。(オ)の所在国外移送罪もこの趣旨を徹底するために新設された規定である。

(カ)幫助目的・営利目的被略取者引渡し等罪は、従来処罰されていた收受行為に加えて、引渡し行為・輸送行為（三項関係では蔵匿行為も加わる）が追加された規定である。

(2) 出入国管理及び難民認定法の改正

人身取引議定書を担保するために、改正刑法と並んで既に施行されているのが改正入管法である（平成一七年六月成立、七月施行）。まず、同法において、人身取引の定義規定が置かれることとなった。入管法二条七号は、人身取

引等を次に掲げる行為であると定義した。

入管法 二条（定義） 七号 人身取引等 次に掲げる行為をいう。

イ 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、若しくは売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、若しくは蔵匿すること。

ロ イに掲げるもののほか、営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、十八歳未満の者を自己の支配下に置くこと。

ハ イに掲げるもののほか、十八歳未満の者が営利、わいせつ若しくは生命若しくは身体に対する加害の目的を有する者の支配下に置かれ、又はそのおそれがあることを知りながら、当該十八歳未満の者を引き渡すこと。

また、人身取引議定書六条では「人身取引被害者に対する援助及びその者の保護」が規定され、七条では「受入国における人身取引の被害者の地位」が規定されている。これらの規定によれば、人身取引被害者は身体の安全を保証され、さらに被害者が少なくとも一時的に受入国に滞在することを認める立法が必要であるとされている。⁽¹¹⁾

これに対し、従来の入管法では、前述のように人身取引の被害者であっても入管法上の強制退去の対象となっていた。そこで改正法では、被害に遭ったこと自体が退去強制等の理由とされることは合理的でないとして、上陸拒否、退去強制の対象者から人身取引の被害者を除外することとした。

入管法 五条（上陸の拒否） 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

七号 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事したことがある者（人身取引等により他人の支配下に置かれていた者が当該業務に従事した場合を除く。）

二四号（退去強制） 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

四号 ヌ 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事する者（人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。）

さらに、人身取引等の被害者に関する上陸特別許可事由、在留特別許可事由の改正がなされた。人身取引等の被害者は、前述のように偽造旅券等を持たされて不法入国したり、たとえ当初は合法的に入国しても、加害者の支配下に置かれて在留期限が経過して不法残留となることが多い。また、出身国に帰国することによって犯罪組織の関係者から生命・身体に危険が生ずる恐れもある。

そこで、上陸申請段階において、現に人身取引等の被害を受けている者からの保護要求に対処するために、「人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入つたもの」であるときには、上陸特別許可をすることができることとした（第一二条一項二号）。また、人身取引等により他人の支配下に置かれたために不法滞在状態に陥つた者についてもわが国に滞在できるようにするため、「人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に残留するもの」については在留特別許可をすることができることとした（第五〇条一項三号）。

他方、人身取引等の加害者に対する規制の強化も盛り込まれている。人身取引等の加害者については、従来は、人身取引等を行ったことを退去強制、上陸拒否の直接の理由とすることができなかつた。¹² 改正法では、「人身取引等を

行い、唆し、又はこれを助けた者」について退去強制をすることが可能となった（第二四条第四項ハ）。ここには、わが国と関係なく外国において人身取引等を行った者も含まれる。

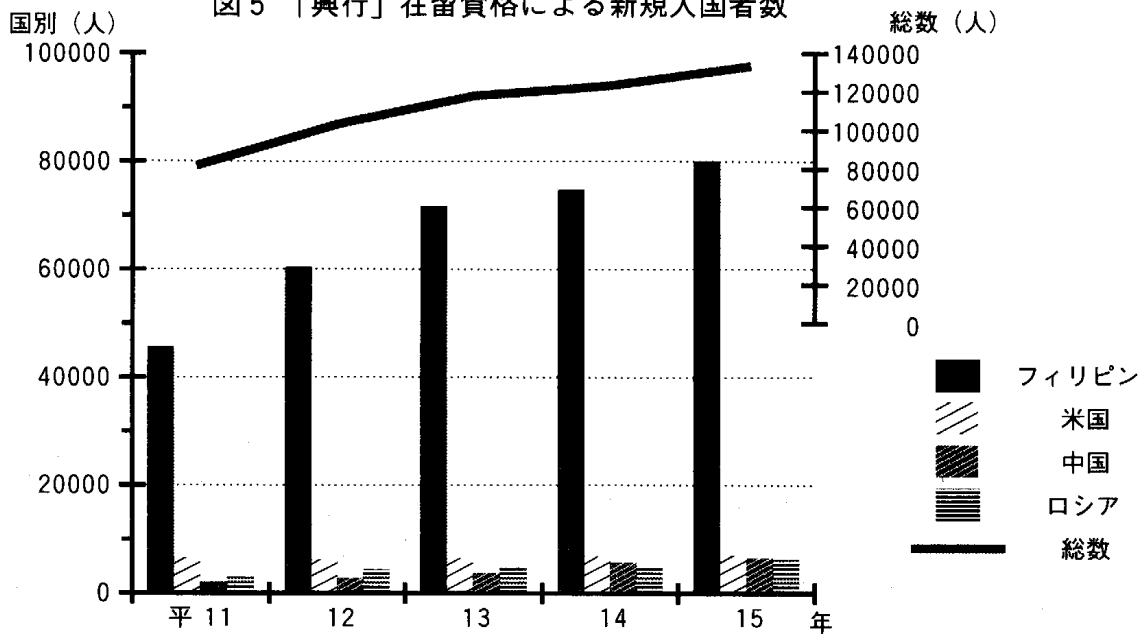
さらに、ブローカーが他人名義の旅券や偽変造旅券等を入手し、これが出入国審査手続において利用される場合も多い。そこで、密入国に関する罰則の強化が図られた⁽¹³⁾。

なお、「興行」を理由とした在留資格については、いわゆる興行ビザで入国して不法就労に関わる例が見られたことから、「興行」の資格の項から「外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定した資格を有すること。」との基準が削除された（平成一七年二月の省令改正、三月施行）。特に、フィリピンでの資格認定の信頼性が乏しいとして、従来より本制度の悪用が問題とされていたためである⁽¹⁴⁾。

(3) 風俗営業適正化法の改正

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下、「風適法」とする）による規制は、前述の実態調査からも分かるように、人身取引被害者が就労させられている店舗、劇場等に対する規制をかけ、実

図5 「興行」在留資格による新規入国者数



質的に営業できない状態に追い込むことを可能とするもので、実質的には非常に強力な効果を持つ。

警察庁では、人身取引防止に向けた風適法の改正を図り、①人身取引に関する罪を風俗営業の欠格事由とし、②性風俗営業者等に対し、客に接する業務に従事する者の就労資格確認を義務づけること等を主たる内容とする改正案を平成一七年の第一六三回国家に提出した。本法案は、同年一〇月に可決成立し、十一月に公布された。

特に、②の資格確認の義務づけは、外国人労働者を就労させている経営者に対し、常に「従業者の資格を確認しているか否か」のチェックを可能とするものであり、捜査の端緒として非常に有効な手段となり得る。

風適法 三六条の二（接客従業者の生年月日等の確認）

一項 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。

一 生年月日

二 国籍

三 日本国籍を有しない者にあつては、次のイ又は口のいずれかに掲げる事項

イ 出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格及び同条第三項に規定する在留期間並びに同法第十九条第二項の許可の有無及び当該許可があるときはその内容

ロ (略)

二項 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、前項の確認をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三六条の二第一項、第二項の規定に違反した者は一〇〇万円以下の罰金に処せられる（五三条四号）。さらに、改正風適法は本法の施行に必要な限度での警察職員の営業所への立入りを認めており（三七条二項）、三六条に規定する在留確認等の記録の保存について確認するための立入りが可能である。さらに、これらの刑罰対象行為については、営業の停止等の処分が課せられ、不法就労対策に非常に大きな威力を発揮するものである。

人身売買の防止のためには、まず、わが国に存在する不法就労を助長する営業を取り締まることが最も喫緊の課題であると考えられる。そのような店舗が減少すれば、自ずと、不法入国者さらには人身売買の被害者も減少するからである。

(1) 同連絡会議は、発足以来平成一七年七月現在まで合計五回開催されている。開催状況については、<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kaisai.html> 参照。

(2) 「人身取引対策行動計画」については、<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/041207/keikaku.html> 参照。

(3) この方針に基づいた入国管理法改正が実施されている（本章2(2)参照）。

(4) 行動計画では、「在留資格『興行』で入国してきた者、特にフィリピン政府が発行する芸能人証明書の所持により上陸許可基準を満たすとして入国したフィリピン人に芸能人としての能力がなく人身取引の被害者となる者が多くいると認められることから、上陸許可基準を定めた『出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令』のうち、法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動の項の一・イ・(1)の『外国の国若しくは地方公共団体又はこれらの準ずる公私

の機関が認定した資格を有すること。』との基準を削除し、芸能人としての能力の有無について実質的な審査を行えるようにするとともに、その他の基準についても抜本的な見直しを行う。また、招へい業者や出演店舗が人身取引に関与することがないように、上陸審査・在留審査の厳格化を図る。」としている。これに係る入管法改正は既に実施されている（後述2(2)、後掲注(14)参照）。

(5) 法制審議会刑事法（人身の自由を侵害する犯罪関係）部会の審議過程については、久木元伸「人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備についての要項（骨子）」ジュリスト二二〇六号（二〇〇五年）二頁以下、佐久間修「人身の自由に対する罪の法整備について」同九頁以下参照。

(6) 議定書五条一項は「締約国は、故意に行われた第三条に規定する行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる」と定められている。

そして議定書三条(a)は、「『人身取引』とは、搾取の目的で、暴力はその他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは弱い立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は收受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。」としており、同条(b)は、被害者の同意を有無を問わないこと、(c)は、児童（一八歳未満）に係る場合には(a)に掲げた手段を用いない場合も人身取引とみなすことが定められている。

(7) 佐久間・前掲注(5) 一二〜一三頁参照。

(8) 久木元・前掲注(5) 五頁。同様の理由から、逮捕・監禁罪の法定刑も三月以上五年以下から、三月以上七年以下に引き上げられている。

(9) 法制審議会第一回会合（平成一六年一〇月四日）議事録参照。

(10) 佐久間・前掲注(5) 一〇頁参照。

(11) 議定書第六条（人身取引の被害者に対する援助及び保護の提供）は、以下のように規定する。「1 締約国は、適当な場合には、自国の国内法において可能な範囲内で、人身取引の被害者の私生活及び身元関係事項を保護する。この保護には、特に、そのような取引に関連する法的手続を秘密のものとすることを含む。2 締約国は、適当な場合には、人身取引の被害者に対して次のものを提供する措置を自国の法律上又は行政上の制度に含めることを確保する。(a) 関連する訴訟上及び行

政上の手続に関する情報、(b)防御の権利を害しない方法で被害者の意見及び懸念が犯人に対する刑事手続の適当な段階において表明され、及び考慮されることを可能にするための援助 3 締約国は、適当な場合には、非政府組織その他の関連機関及び市民社会の他の集団と協力して、人身取引の被害者の身体的、心理的及び社会的な回復のために、特に、次のものの提供を含む措置をとることを考慮する。(a)適当な住居 (b)人身取引の被害者が理解することのできる言語によるカウンセリング及び情報 (特にその者の法的な権利に関するもの) (c)医学的、心理的及び物的援助、(d)雇用、教育及び訓練の機会 4 締約国は、この条の規定を適用するに当たり、人身取引の被害者の年齢、性別及び特別の必要性(適用な住居、教育及び保護を含む)、特に児童の特別の必要性を考慮する。 5 締約国は、人身取引の被害者が当該締約国の領域内にいる間、その身体の安全を確保するよう努める。 6 締約国は、人身取引の被害者が被った損害の賠償を受けることを可能とする措置を自国の国内法制に含めることを確保する。」

同第七条(受入国における人身取引の被害者の地位)は以下のように規定する。「1 締約国は、前条の規定に基づく措置をとることに加え、適当な場合には、人身取引の被害者が一時的又は恒久的に当該締約国の領域内に滞在することを認める立法その他の適当な措置をとることを考慮する。 2 締約国は、1に規定する措置を実施するに当たり、人道上の及び同情すべき要素に適当な考慮を払う。」

(12) 人身取引等に関連する刑罰法令違反により一定の刑を受けるなどした者につき、退去強制の対象となるにすぎなかった。

(13) 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、偽りその他不正の手段により、日本国の権限のある機関から難民旅行証明書等の交付を受けた者(入管法七四条の六の二第一項一号)、同じ目的で入管法二条五号の旅券(旅券法上の旅券等を除く)等として偽造された文書等を所持し、提供し、若しくは收受する者(同第二号)を、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はその任意的併科(営利目的を伴う場合は、五年以下の懲役又は五〇〇万円以下の罰金、必要的併科)とした。

(14) このような変更については非常に有効に機能するとの評価がある反面、水面下の人身取引が増加するおそれがあるとの指摘もある。岡村美保子・小笠原美喜「日本における人身取引対策の現状と課題」調査と情報(国会図書館)四八五号(二〇〇五年)九頁注(36)参照。しかし、フィリピンからの「興行ビザ」での入国の多さから見て(図5参照)、従来の基準は余りにも不合理であったと解すことが可能で、実施されるべき改正であったと評価できる。

四 人身売買規制法の比較法的検討

1 人身売買に関する規制の種類

わが国では平成一七年の刑法改正により、ようやく「人身売買罪」の規定が整備された。これに対し、アメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、フランスといった欧米諸国のみならず、タイやフィリピンを含む東南アジア、中東、コロンビアを含む中南米の諸国においても、わが国に先駆けていわゆる人身取引を処罰する規定が設けられた例が多い⁽¹⁾。処罰規定があることが、即ち十分な対策がとられていることを意味するものでないことは明らかである。しかし、前述のように法整備が急務となつて近年の日本の状況では、独立した「人身売買」処罰の犯罪類型を制定し、わが国が人身売買に対して真摯に取り組む姿勢を国内外に示すことそれ自体に、重要な意義があつたといえよう。

トラフィッキングの問題は、特に国際的動向と親和的であることが重要である。一国での取り締まりでは実効性に乏しいばかりでなく、わが国においては、特に国際的な人身取引が前提となつて以上、その防止には国際間の協力関係が不可欠だからである。その際、各国間で人身取引に関する法律構成ができる限り共通性を持ったものであることが望ましい。

ただ、「人身売買罪」を独立の類型として規制する制度は、欧米諸国においても歴史的には非常に新しい動きであ

り、その法整備の経緯も様々である。ドイツのように、既に三〇年以上前に人身売買罪の規定を設けた国もある。⁽²⁾しかし、例えば、アメリカ合衆国も「二〇〇〇年人身取引被害者保護法 (Trafficking Victims Protection Act of 2000)」の制定以前は、既存の奴隷労働、性犯罪、組織犯罪を規制する法令での個別的な規制がなされていた⁽³⁾、その体系は少なくとも実体法については基本的に現在に至るまで変わっていない。また、イギリスにおいても、「二〇〇二年国籍、移住及び庇護法 (The Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)」制定以前は、移民法、性犯罪法等による規制がなされていた。⁽⁴⁾

各国で「人身売買」「人身取引」に関する独立の犯罪類型が次々と立法されるのは、二〇〇〇年の国連の人身取引議定書の公表以降である。二〇〇二年のコロンビアの刑法改正 (人身売買罪の新設)⁽⁵⁾、二〇〇三年のロシア刑法典の改正 (人身取引罪の新設)⁽⁶⁾、フィリピンの「二〇〇三年人身取引に対する防止法」⁽⁷⁾など、議定書に沿った立法が多数行われている。

これらの人身取引に関する各国の処罰規定は、刑法典の中に設けられているもの、特別法として制定されたものなど、その形式は様々である。しかし、内容に着目して分類すると、①労働搾取をその本質とする犯罪類型、②性犯罪の一種として捉える犯罪類型、③略取・誘拐、逮捕・監禁と類似した身体に対する罪として捉える犯罪類型に大別される。

(1) 労働搾取型の人身売買罪

①アメリカ・二〇〇〇年人身取引被害者保護法

労働搾取を犯罪の本質とする人身売買罪の理解は、アメリカの

伝統的な「奴隷労働に対する規制」に結びつく考え方であるといえよう。アメリカの「二〇〇〇年人身取引被害者保護法」は、その冒頭の一〇二条（目的及び事実認識）(b)「事実認識」において「(1)二一世紀の初めにあつて、不名誉な奴隷制度は全世界で存続している。人身取引は現代版の奴隷制度であり、今日の奴隷制の最大の表徴である。主に女性と児童からなる、毎年最低七〇万人の人々が、国内で又は国境を越えて取引されている。合衆国へは、毎年約五万人の女性及び児童が取り引きされて流入している。」⁽⁸⁾としている。

アメリカの人身取引被害者保護法は、(a)被害者の保護、(b)加害者の捜査・訴追、(c)その他の連邦政府の取組みを規定する。行為者の処罰という観点では(b)が重要であるが、これは実体法としての人身売買罪を規定するものではなく、捜査担当組織の拡充・連携の強化、量刑ガイドラインの改正など、主として訴訟法的なアプローチを充実させるものである。実体法としては、従来の諸法令による規制が行われることになるが、「人身売買」に該当する場合には、非常に重い量刑基準が適用されることになる。⁽⁹⁾

②イギリス・二〇〇四年庇護及び移住法　イギリスも二〇〇四年七月に「二〇〇四年庇護及び移住」申請者の処遇等」法」が成立し、その第四条で搾取目的の人身取引罪が設けられた。本条は、奴隷、強制労働、臓器摘出、強制的なサービスの提供等に関連した入国、国内移動、出国を犯罪とするもので、最高一四年以下の拘禁刑を科すことができる。⁽¹⁰⁾

(2) 性犯罪としての人身売買罪

それに対し、性犯罪の一種として位置づける類型は、ドイツ、イギリスをはじめ多くの諸国に見られる。

①ドイツ刑法　ドイツは「一九七三年第四次刑法改正法(4 SURG)」により刑法一八一条に「人身取引」に対する処罰規定が制定された。この規定は「一九九二年第二六次刑法改正法(26 StrAendG)」により改正され、現在では一八〇条b「人身取引」の罪と、一八一条「加重人身取引」の罪の規定が設けられている。構成要件は、利得目的での売春(被害者は女性に限らない)の強要行為(一八〇条b)及び、暴行・脅迫を伴う場合の加重規定、及び売春目的での人の募集行為(一八一条)であり、一八〇条bは五年以下もしくは六月以上一〇年以下の自由刑、一八一条は一年以上一〇年以下の自由刑が科せられる⁽¹¹⁾。

②イギリス・二〇〇二年国籍、移住及び庇護法　イギリスも人身取引を性犯罪として位置づける法制度を採用している。イギリスは「二〇〇二年国籍、移住及び庇護法」第一四五条において「売春目的の人身取引」罪を規定し、男女を問わずその被害者が売春に稼働させられることを認識しながら、イギリスへの出入国及び国内での移動を手配等する行為を最高一四年の拘禁刑とすることとした。その後、二〇〇三年に性犯罪法の改正が行われ、その中に、⁽¹²⁾七条「イギリス国内への性的搾取目的の人身取引」、五八条「イギリス国内における性的搾取目的の人身取引」、五九条「イギリス国外への性的搾取目的の人身取引」行為に対する処罰規定が設けられ、それぞれ最高一四年の拘禁刑に処せられることとなった。

五七条～五九条における「性的搾取」とは、「二〇〇三年性犯罪法」の第一章に含まれる犯罪を意味し、強姦、児童に対する性的行為、売春、精神障害者に対する性的行為、児童ポルノ等、広範にわたる。これらの犯罪を行うために、あるいは行われることを認識しつつ人身取引をする行為が広く処罰の対象となる。

③日本・児童買春等処罰法　「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(以下「児童買春等処罰法」とする)は、わが国において児童ポルノ・児童買春に対する取締法規がなく、国際的にも大

きな非難を浴びたことを契機として平成十一年（一九九九年）に制定された。同法第八条は児童買春目的、児童ポルノ製造目的による児童の居住国外移送を処罰する。

第八条（児童買春等目的の人身売買等）

一項 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

二項 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。

三項 前二項の罪の未遂は、罰する。

本法は、児童買春、児童ポルノを犯罪であると明示した点で非常に大きな意義を持ったが、そもそもわが国の東南アジアでの買春ツアー、東南アジアでの児童ポルノの製造が世界的にも大きな批判を浴びたことが立法の契機であった。⁽¹³⁾ 性犯罪から児童を保護する諸規定の一類型として「人身取引」が盛り込まれたのである。

本条は、実際にも有効に機能している。冒頭で取り上げた本年（二〇〇五年）七月に摘発されたタイ人少女の人身売買事件も買春目的の人身売買罪で検挙されている。⁽¹⁴⁾

③タイ・一九九七年人身取引法 タイはわが国における人身取引との関係でも重要な意味を持つ国である。タイでは、一九二〇年代より人身取引処罰規定を有していた。⁽¹⁵⁾ 一九九七年に大幅な改正があり、一九九七年に「女性及び

児童の人身取引に関する保護及び禁止法」(以下「一九九七年人身取引法」とする)が成立した。

一九九七年人身取引法では、男女を問わず性的目的を持った人身取引及びその関連行為を処罰の対象としている。「人身取引」法ではあるが、女性及び児童(一八歳未満)を客体とし、その同意の有無にかかわらず、第三者の性的満足やわいせつな性的目的、または自己若しくは第三者のための違法な利益を目的として、それらの者の売買、運搬、移送、収受、拘束、監視等の行為を処罰の対象とするもの(第五条)で、主として性的犯罪に伴う人身売買を処罰対象としている⁽¹⁶⁾。

さらに、一九九七年には刑法の改正も実施された(「一九九七年刑法典改正法(第一四)」。その中で性犯罪に関する規定にも改正が加えられ、性的目的のために男女の被害者を獲得、誘惑、取引することを禁止する規定を設けた(改正刑法二八二条、二八三条)⁽¹⁷⁾。

また、タイでは売春については「売春防止及び禁止に関する法律」(一九九六年)により規制されている。同法では、周旋・誘惑・売春目的で人を連れ去る行為について、被害者の同意の有無や、犯罪地が国内か国外かを問わず処罰の対象とする(同法第九条)。また、被害者が低年齢である場合の加重類型も設けられている⁽¹⁸⁾。

(3) 身体の自由に対する罪としての人身売買罪

①日本の改正刑法 わが国の改正刑法二二六条の二は、第三三章「略取及び誘拐の罪」の一類型として新設された。国連の人身取引議定書の内容を担保するための改正であり、これまで全く規定されていなかった「人身売買」の行為類型を導入したものである。ただ、刑法典上の位置づけとしては、逮捕・監禁や略取・誘拐罪とともに、身体

自由に対する罪の一種として捉えられている。したがって、労働搾取や性犯罪に関連しない単純な人身売買罪も処罰の対象となる（二二六条の二第一項、第四項）。

ただし、営利目的・わいせつ目的（労働搾取目的や売春強要目的等もこれらに含まれる）が認められる場合には、単純な買受け行為に比べ刑が加重される（二二六条の二第三項。前述¹⁹）。

②ドイツ刑法　ドイツでは一九九七年第六次刑法改正法により、一四歳未満の児童に対する「児童取引罪」（二三六条）が創設され、二〇〇三年改正により対象が一八歳未満に拡大された。同条一項は、一八歳未満の児童の保護者がその児童を他人に有償で引き渡す行為、及びその相手方を五年以下の重刑又は財産刑に処する。また、有償での養子縁組のあっせんについても三年以下の自由刑に処する（同条二項）。継続的な児童取引については六月以上一〇年以下の自由刑に処する（同条四項²⁰）。

2 比較法的検討

各国の人身取引に関する法規制を大別すると、①労働の搾取、②性犯罪、③身体の自由に対する罪という三つの態様で処罰規定が設けられており、これらが混在している状況にある。理論的には、③「身体の自由の侵害」と捉える場合が最も広範な行為態様に対応できる。身体の拘束と金員の移動があれば適用することができるからである。これに対し、労働の搾取や、さらに売春を目的とする目的犯の形態を採れば、当然適用範囲は限定されることになるし、実際の適用に当たっても目的の認定が必要となる。

たしかに、「人身取引罪」「人身売買罪」が存在しなかったことがわが国に対する批判を、より大きなものにしたこ

とは確かであろう。しかし、ロシアのように二〇〇三年に刑法改正を行い「人身取引罪」を新設しても、なお、アメリカ国務省「人身売買報告書」において最低の第三階層に位置づけられている国家もある。人身売買の規制にあたり、どのような切り口で処罰をするかはその国の従来の法令の仕組みや運用実態に応じて、様々なものがあり得、形式的にいずれが適切かを論ずることは妥当でない。

重要なのは、現実に発生している人身売買（特に国境を越えた事案）について、その行為態様を捕捉できる構成要件が整備されていること、そして、国際的にみて人身取引議定書を担保すべき法律制度が整備されていることである。現実には、捜査協力をはじめとした実務的な協力体制の整備を含めた総合的な対策が重要である。

- (1) これらの諸外国の人身取引関連法規については、『外国の立法』二二〇号（二〇〇四年）の特集「諸外国における人身取引に関する立法動向」参照。
- (2) 「一九七三年第四次刑法改正法（Verles Gesetz zur Reform des Strafrechts (4.StrRG)」により、人身取引に関する規定が制定されていた（後述(2)参照）。同法の制定並びにその後の改正状況については、渡邊斉志「ドイツにおける人身取引に関する法規定」外国の立法二二〇号（二〇〇四年）一〇一頁以下参照。
- (3) 具体的には、奴隷的労働を規制する法令（18 U.S.C.§§1581-1584）、あるいは「公正労働基準法（Fair Labor Standards Act）」（29 U.S.C.§§201-19）、「移住及び季節農業労働者保護法（Migrant and Seasonal Agricultural Worker Protection Act）」（29 U.S.C.§1801以下）、「白人奴隷売買禁止法（White-Slave Traffick Act (Mann Act)」（18 U.S.C.§§2421-24）、「やむに組織犯罪を規制するRICO法（Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act of 1970）等の諸法令による規制がなされてきた。中川かおり「米国の人身取引に関する立法動向」外国の立法二二〇号（二〇〇四年）一三頁以下参照。
- (4) 「一九七一年移民法（Immigration Act 1971 c.77）」、「一九五六年性犯罪法（Sexual Offences Act 1956 c.69）」等がこれに当たる。岡久慶「イギリスにおける人身取引に対する法制度」外国の立法二二〇号（二〇〇四年）七九頁以下参照。
- (5) コロンビア刑法一八八条は、「他人が、必要な法的要件を満たさずに、わが国へ入国し、あるいはわが国から出国するこ

とに關して、促進、誘導、強制、便宜の供与、資金の提供、協力、その他あらゆる方法で関与することは、六年以上八年以下の拘禁刑、及び合法的な最低賃金の月額額の五〇倍から一〇〇倍に相当する罰金に処する。」とする。さらに、一八八—A条においては、売春等の目的のために人を外国に移動させる行為等を処罰の対象としている。

(6) ロシアの法改正については、滝口修平「ロシアにおける人身取引の現状と立法動向」外国の立法二二〇号(二〇〇四年) 一一頁以下。

(7) フィリピンの法改正については、権香淑「人身取引に関する防止法の制定」外国の立法二二八号(二〇〇三年) 一六八頁以下、同「フィリピンの人身取引に関する立法動向」外国の立法二二〇号(二〇〇四年) 一四三頁以下参照。

(8) 中川・前掲注(3)二五頁参照。

(9) 二〇〇〇年人身取引被害者保護法一一二条(人身取引の加害者の訴追及び罰則の強化)による。

(10) 岡久・前掲注(4)八五頁参照。

(11) 一八〇条bは、利得目的で、強制状態にある者に対して売春を強要する行為を処罰し、一八一条は暴行・脅迫により売春を強要する行為、及び売春を行わせるために人を募集する行為を処罰する。渡邊・前掲注(2)一〇二頁参照。

(12) 二〇〇三年性犯罪法について、岡久・前掲注(4)八三頁参照。

(13) 「児童買春等処罰法」は、わが国が児童ポルノの輸出国であり、児童買春ツアーをアジア諸国に送り出す加害国として、国際的に厳しく批判されてきたことを受け、超党派の議員立法として成立した。拙稿「児童買春等処罰法、ストーカー規制法、DV防止法の運用状況と課題」都立大法学会雑誌四三卷一号(二〇〇二年) 一一七頁以下参照。

(14) 一三歳のタイ人少女を日本に入国させ、売春あっせん業者に売り渡したブローカーが、児童買春等処罰法八条で摘発された事案である。

(15) 国際連盟の圧力によるものとされている。権香淑「タイの人身取引に関する法的状況」外国の立法二二〇号(二〇〇四年) 一三五頁参照。

(16) タイの一九九七年人身取引法第五条は、「女性及び児童の同意の有無にかかわらず、第三者の性的欲求を満足させるために、もしくははわいせつな性的目的、又は自己若しくは第三者の違法な利益獲得の目的をもって、女性及び児童の買受け、売渡し、運搬・移送、收受、拘束、監禁又は女性及び児童がいかなる行為をも行い若しくは受け入れるよう取りはからうという、女性及び児童に対する人身取引に関する犯罪を行った場合」には、関係公務員は本法に基づく権限を行使することがで

きるとする。権限の行使として具体的な捜査権限が規定されている。

- (17) 改正された刑法二八二条は、「第三者の性的欲求を満足させるために、もしくはわいせつな性的目的をもって、男性または女性を獲得し、誘惑し、又は取引した者は、その被害者の同意の有無にかかわらず、一年以上一〇年以下の拘禁刑および二、〇〇〇バツ以上二〇、〇〇〇バツ以下の罰金に処する。」とし、被害者の年齢が一五歳以上一八歳未満の場合、さらに一五歳未満の場合には、それぞれ刑が加重される。幫助、教唆行為も処罰の対象となる。また、二八三条は同様の行為を「欺罔、脅迫、身体的暴行、不道徳な影響力若しくは何らかの心理的な強制手段を用いて」行った場合について、五年以上二〇年以下の拘禁刑及び、一〇、〇〇〇バツ以上四〇、〇〇〇バツ以下の罰金に処するとしている。被害者が児童の場合には、二八二条と同様に刑の加重が認められる。

さらに二八四条は、「欺罔、脅迫、身体的暴行、不道徳な影響力若しくは何らかの心理的な強制手段を用いて、他人を連行する行為」について、一年以上一〇年以下の拘禁刑及び二、〇〇〇バツ以上二〇、〇〇〇バツ以下の罰金に処する。連行された者を隠匿した者も同様に処罰される。

- (18) 同法は、売春行為に關連した人の連れ去り等を禁止する規定を設けている。すなわち、第九条は、「他人に売春を行なわせる目的で、その者を周旋、誘惑、もしくは連れ去った者は、その者の同意の有無にかかわらず、また当該犯罪を構成する様々な行為が国内で行われたか否かにかかわらず、一年以上一〇年以下の拘禁刑及び二〇、〇〇〇バツ以上二〇〇、〇〇〇バツ以下の罰金に処する。」と規定する。同条においても、被害者が一五歳以上一八歳未満の児童の場合、さらに一五歳未満の児童の場合には、それぞれ刑が加重される。また、欺罔、脅迫手段、身体的な暴行等を用いた場の加重規定がある。さらに、連行された者を、情を知って收受する行為、並びに連れ去り行為を教唆する行為も処罰の対象となる。

一〇条では、被害者の両親等の保護者が前条の犯罪行為を黙認した場合に、四年以上二〇年以下の拘禁刑及び八〇、〇〇〇バツ以上四〇〇、〇〇〇バツ以下の罰金に処するとされている。一二条では、他人に売春行為を強要するために、その者を監禁ないし暴行を加える行為について、一〇年以上二〇年以下の拘禁刑及び二〇〇バツ以上四〇〇、〇〇〇バツ以下の罰金に処するとされ、致死傷罪の加重類型（死亡させた場合には死刑若しくは終身刑）、警察官等の公務員が行う者の場合の加重規定が設けられている。

- (19) 売渡し行為については、目的の如何を問わず加重買受けと同等の法定刑が科される（二二六条の二第四項）。

- (20) ドイツの児童取引罪について、渡邊・前掲注(2)一〇四頁以下参照。

五 まとめにかえて

(1) 実態の解明

前述二で検討した摘発事例の分析から、各国からわが国への人の流れの重要部分が解明されたといつてよい。

特に、タイ・ルートの摘発はトラフィッキングの構造を明らかにする上で非常に重要なものである。具体的に、①現地（本国）ブローカーの実態、②入国手続やパスポート入手の実態、③本国出発の具体的手口、④入国ルート、⑤日本入国の方法、⑥飲食店等へのあっせん及び供給の方法、人身取引に関わる金員の流れ、⑦売春の実態が明らかとなったからである。

また、コロンビア・ルートの分析からも、①コロンビア共和国内でブローカーから日本行きを勧められる実態、②ブローカーが日本での入国審査対策を教え込む実態、③入国時の身柄の受け渡しの実態などが判明している。さらに、ストリップダンサーの前借金、出演料等の金額や仕組み、あっせんブローカーのあっせん料の実態なども明らかとなった。

これらの分析から、①捜査の端緒が偶然的であること、②摘発に用いられる法令が、行為の実態を必ずしも充分カバーするものではないこと、③これらの法定刑が不統一かつ不十分であること、④暴力団の関与が認められることが特に重視すべき問題点であることが明らかとなった（前述二五参照）。

(2) 総合的な法整備の必要性

これらの諸問題は、いずれも法整備とともにある程度解消されるものではある。しかし、法整備に際し注意すべきなのが、被害者救済の観点からは特に「予防」に重点を置く必要があるという点である。その意味で、従来の「事後的制裁」にとどまらない、「事前的・予防的法整備」の必要性が指摘されるべきである。

特に、捜査の端緒が「偶発的」であることが、トラフィッキング行為の摘発を難しいものにしてきている。平成一六年度の摘発事例についてみると、大使館からの情報提供が主たる捜査の端緒となっているが、このような現状は、まさに「偶然発見された」場合にしか摘発ができない状態といっても過言ではない。

本論文の分析では、この問題を解決するためには人身売買行為の結果、実際に被害者たちが就労している場所である風俗営業に関して、厳格な法整備が不可欠であることが明らかとなった。とりわけ今年度の（平成一七年度）国会で可決成立した改正風適法には、①人身売買罪を犯した者について五年間風俗営業許可を与えないこと、②人身売買罪を犯した者に対して性風俗関連特殊営業の営業停止等を命ずること、③風俗営業者、店舗型性風俗営業者等に対して、従業員の国籍・在留資格・在留期間等の確認と、その記録の保存を義務づけることなどを含む改正が含まれている。これらは人身売買罪の摘発のための極めて有力な手段となるものである。

世界規模での比較法的検討を踏まえると、わが国が「法的整備」という側面ではたしかに一步遅れをとっていた観があることは否めない。しかし、単純に「人身売買罪」を制定すればよいというものではない。実際に、わが国の人身取引ルートとして最も重大な問題をはらむタイやコロンビア、さらにロシアでも、形式的には「人身売買罪」が、

わが国に先立って制定されていたからである。

もちろん、刑法の人身売買罪の新設は、人身取引議定書締結のために不可欠の条件整備であり、また、アメリカ国務省の報告書に象徴される世界的評価に適切に対応するためには重要なステップである。わが国は戦後いわゆる人身取引の「送出し国」「受入れ国」へと転換し、従来の略取・誘拐罪における「国外移送」行為の処罰では対応できなくなっていたことはたしかだからである。また、「人身売買罪」を制定することにより、「人身売買」が犯罪であることを国の内外に宣言する意義は非常に大きい。

ただ、さらにトラフィッキングの予防・減少へと進むためには、より有効な摘発のための法整備、犯罪組織解明のための法整備など、様々な側面からの法的整備が必要である。特に、わが国のような受入れ国と、タイのような送出国とでは、法整備の内容も当然異なってくるはずである。わが国について重視すべきなのは、いかなる手法で性風俗産業を取り締まるかであり、その目的のために最も効果的な摘発・処罰が検討されなければならない。実質的にみれば、現在脚光を浴びている刑法典の「人身売買罪」規定以上に、適切な風適法の改正と興行ビザで入国する外国人女性に対する入管法の改正等による対応が、極めて重要かつ有効であることを認識すべきである。

（本論文は、財団法人・社会安全研究財団平成一六年度研究助成「トラフィッキング対策に関する比較法的研究」の研究成果の一部である。）